

平成30年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会 議事録

会議の名称	平成30年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	平成30年7月24日(火) 午前10時から午前11時まで
開催場所	門真市立リサイクルプラザ5階 会議室(門真市深田町19番5号)
出席者	【委員】 【出席人数 6人/全6人中】 委員長 浦邊 真郎 副委員長 宮田 秀明 委員 安田 浩章 委員 河合 敏和 委員 大兼 伸央 委員 重光 千代美 【事務局】 市民生活部次長 廣田 環境政策課長 北倉 環境政策課長補佐 上田 環境政策課上席主査 渡邊 【担当課】 クリーンセンター業務課長 西口 クリーンセンター業務課長補佐 柳田
議題 (内容)	①委員長、副委員長の選出について ②委員会の公開又は非公開について ③要求水準書について ④入札実施方針(案)・共同企業体取扱要領(案)について ⑤実施要領(案)について ⑥評価基準(案)について ⑦その他
傍聴定員	—(非公開のため)
担当部署 (事務局)	(担当課名) 市民生活部 環境政策課 (電話) 06-6909-4129(直通)

上田(事務局)	定刻となりましたので、只今より平成30年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。 本日の進行を務めさせていただきます、環境政策課の上田でございます。宜しくお願いいたします。 本委員会は、廃棄物処理業務委託事業者の選定にあたり、適正な業務執行体制の確保と、地域社会への貢献を通じて、住民サービスの向上を図るため、総合評価一般競争入札による選定を行うことを目的に設置されたもので、全2回の開催を予定しており、本日の第1回におきまして、要求水準書、共同企業体取扱要領、実施要領及び評価基準についてご審議いただいた上、第2回で事業者選定を行っていただく予定です。 まず、本日の出席者につきまして、6名中6名のご出席ですので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定より本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。 続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。次第に記載しておりますとおり、資料1から資料9までの資料がございしますが、全てお揃いでしょうか。不備がございましたら事務局までお知らせください。 それでは、本日の出席者を名簿の記載順にご紹介をさせていただきます。 学識経験者として、 大阪工業大学客員教授工学博士の浦邊 真郎様です。 同じく学識経験者として、 摂南大学名誉教授農学博士の宮田 秀明様です。 弁護士として、 さくら法律事務所より安田 浩章様です。 本市の職員として、 企画財務部長 河合 敏和です。 総務部長 大兼 伸央です。 市民生活部長 重光 千代美です。
---------	---

	続きまして、事務局をご紹介します。 門真市市民生活部次長の廣田です。 門真市環境政策課長の北倉です。 門真市環境政策課の渡邊です。 最後に、本委託業務の担当者をご紹介します。 門真市クリーンセンター業務課長の西口です。 門真市クリーンセンター業務課長補佐の柳田です。 続きまして、案件２の委員長・副委員長の選出に移ります。資料２、門真市附属機関に関する条例施行規則をご覧ください。施行規則第４条におきまして委員の互選により定めるとしております。委員より委員長・副委員長の選出にあたりまして、ご意見等ございましたら、宜しく願いいたします。
委員②	浦邊先生は前回も本委員会の委員長を務められておられますし、また宮田先生も副委員長を務められておられましたので、引き続き委員長は浦邊先生、副委員長は宮田先生にご指導いただけないかと思っております。皆さんはいかがでしょう。
上田(事務局)	ただいま、浦邊先生を委員長、宮田先生を副委員長にご推薦いただきましたけれども、ご意見ございませんでしょうか。
委員一同	(異議なしの声あり)
上田(事務局)	それでは、委員長は浦邊委員、副委員長は宮田委員にお願いします。それぞれ委員長席、副委員長席へご移動をお願いします。
	委員長及び副委員長席移動
上田(事務局)	改めまして、委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長	委員長にご指名いただいた浦邊でございます。この委員会も今回が13度目ということですが、再び委員長の役割をさせていただくこととなりました。皆さん方と慎重なご審議を賜りまして、無事に責務が務められますよう宜しくお願いいたします。
上田(事務局)	それでは、以後の議事進行を委員長にお願いいたします。
委員長	それでは、はじめに案件の要求水準書「委員会の公開・非公開」について、事務局より説明願います。
上田(事務局)	はい。「委員会の公開・非公開」についてご説明させていただきます。お手元の資料3、審議会の会議の公開に関する指針をご覧ください。指針第4条に「会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。」と規定しておりまして、会議は透明性・公平性を確保するため、原則公開するものとされておりますが、事務事業の公正かつ適正な執行を妨げられると認められる場合は、非公開とすることができます。 なお、非公開と決定された場合におきましても、指針第8条第2項第1号の規定より、会議終了後2週間を目途に議事の要旨を作成・公表し、すべての審議事項が終了後、会議録は公開しなければなりません。会議の公開・非公開につきましてご審議いただきますようお願いいたします。
委員長	これまでも入札参加者が本委員会委員に直接働きかけたり、入札参加者の秘匿情報が含まれたりすることから、非公開としてきましたので今回も非公開とするべきと考えますが、何かご意見等ございますか。
委員一同	(異議なしの声あり)

委員長	それでは、本委員会は非公開とし、2週間以内に議事録の要旨を作成・公開し、すべての審議事項が終了後、会議録を公開するものとします。手続きや議事録作成等は事務局にお願いしまして、次の案件3の「要求水準書」について、事務局より説明をお願いします。
上田(事務局)	はい。案件3につきましては、委託業務担当課の担当者より説明をいたします。
西口(担当課)	ご説明を担当しますクリーンセンター業務課長の西口です。資料4、一般ごみ等収集業務委託(13)の要求水準書につきまして、資料に沿って順にご説明いたしますので、ご覧ください。 第1条では、本業務の目的として、一般廃棄物を適正に処理するため、門真市一般廃棄物処理計画に基づき、家庭系の一般廃棄物等を収集・運搬することを記載しております。 第2条では、本要求水準書の適用範囲及び委託業務履行に際し、関係法令を遵守することを記載しております。 第3条では、現場代理人及び技術上の管理を行う安全管理責任者を定め、発注者に届け出ることを記載しております。 第4条では、搬入場所の指定や業務日・業務時間及び収集漏れや積み残し等があった場合等の対応などの概要について記載しております。 第5条では、年間収集計画に伴う収集区域や収集内容について記載しております。 第6条では、業務の開始日から直ちに適正な業務を遂行できるように研修等の受講及び発注者が作成した収集コース図に基づき、収集コースを熟知しておくことなど事前準備について記載しております。 第7条では、契約金額の変更や委託料の支払いについて記載をしております。

	第8条では、業務内容や緊急時の連絡体制及び収集車両について記載しております。 第9条では、事務所及び収集車両の駐車場の立地条件を記載しております。 第10条では、契約締結後の書類及び業務に伴う日報や事故等に係る書類の提出義務について記載しております。 第11条では、稼働車両等について、自賠責保険や任意保険の加入及び車両の使用や装備する器材について記載しております。申し訳ございませんが、第11条の(5)のウに架装部の積載容量と記載されておりますが、積載容積の間違いですので、この場で訂正します。 第12条では、収集日の変更及び年末年始等の繁忙期の対応や自然災害時の措置等について記載しております。また、大災害を想定して一般家庭や避難所から排出されたごみを迅速に処理することを目的として、契約時に災害時における家庭系一般廃棄物の収集・運搬に関する協定書を締結する旨を記載しております。 第13条では、収集コースの指定や変更について記載しております。 第14条では、排出された収集対象物の収集方法及び運搬についての留意点等を記載しております。 第15条では、収集物の計量方法や搬入場所について記載しております。 第16条では、収集業務日報及び月間委託完了届による月間完了検査等を行なうこと等を記載しております。 第17条では、業務遂行に当り関係法令等を遵守し業務を履行することや、従業員の指導・勧告・教育及び健康管理を十分に留意すること等を記載しております。 第18条は、委託業務の安全衛生管理及び業務組織の安全作業の徹底等を記載しています。 第19条では、本業務の再委託の禁止及び門真市個人情報保護条
--	--

	例等の遵守等を記載しております。 第20条では、本要求水準書に疑義を生じた場合には、協議のうえ解決する等を記載しております。 以上が「要求水準書案」の説明でございます。
委員長	今回の要求水準書は、前回から変更したところがありますか。
西口(担当課)	前回から特に変更はございません。
委員①	第11条(6)の(オ)ですが、消火器を2本装備することが書いてありまして、もちろん消火器は必要と思いますが、これまでのプレゼンテーションでも、炭酸ガスで消化する等の機器を装備するとの提案も多くございましたので、そのような優れた機器の装備を要求水準書に明記することは難しいですか。
西口(担当課)	現在同様の装置を装備している車両は、門真市の車両にはございませんし、委託先の車両に関しましても、その装置が付いている車両がほとんどございませんので、消火器2本を装備するという事で最低限対応できていると考えています。
委員長	要求水準書としては、前回と変わらないということですので、他にご意見がなければ提案のとおりといたします。
上田(事務局)	はい。要求水準書については、この案の通りといたします。 担当課の職員は、公務の都合上、退席をさせていただきますが、よろしいでしょうか。
委員③	退席される前に1点だけ宜しいですか。本市でも最近、災害があったばかりですので、要求水準書の災害のところを中心に確認しておりましたら、災害の別紙4のところに、災害における一般

	廃棄物の収集運搬に関する協定書の記載がありまして、本市では以前から記載されている形で研究しながらやってきたことと思いますが、広域的な取り組みというのが昨今言われている中で、今回の要求水準書にそれに該当する記載がないことから、委託業者は動けないと思われることが気になります。委託割合が30パーセントを超えると聞いておりますので、これまで直営の職員が対応に当たっていた他市からの要請とか他市との協力関係というのを想定しておく必要があると思います。想定される行動としては、近隣市で災害があったときに本市が廃棄物の収集運搬を支援すること等が想定されますが、現状のままですと、契約書に記載がないので委託業者を動かさないということが発生しかねないというのが懸念材料で、災害発生時に他市が行動しているにもかかわらず、本市が支援に動けないのは不都合が出るので、要求水準書のどこかに書いてあったり、別にケアされる仕組みがあったりすれば良いと思いますので、他市の委託協定書とか、要求水準書とかも研究して明記することも必要ではないでしょうか。
委員長	先程、委員③がおっしゃったとおり委託割合が30パーセントを超えてくるとのことですから、今後の対策として災害協定に基づいて委託業者に他市の廃棄物を収集運搬していただくことも想定しなければならないと思われますが、今までに本市が他市の支援を行った事例はありますか。
西口(担当課)	阪神大震災の際にございます。そのときも委託業者には本市で発生した廃棄物のみを収集運搬していただいたとのことです。
委員③	段々と委託割合も増えておりますので、のちのち歯がゆいことにならないようにという事なので、今回で解決しなかったとしても、次回までに検討いただきたいと思います。

西口(担当課)	確かに今後どうするかというのが、喫緊の課題となっていてお りますので、次回までに他市の状況等を勉強させていただいて、 ご提案させていただきたいと思います。
委員長	今回の要求水準書については、この案の通りといたしまして、 次回は災害発生時に委託事業者に動いていただく仕組みを記載す ることとします。続いて、案件４の「入札実施方針(案)・共同企 業体取扱要領(案)」について、事務局より説明をお願いします。
上田(事務)	はい。それでは資料５、総合評価一般競争入札実施方針につい てご説明をさせていただきます。今回、応募の資格を有する者 は、過去５年以内に実績のある事業者としまして、(３)の契約で 共同企業体を組んでおりました会社が実績を積んでおり、今回の 入札に応募することができますので、ここは１者ずつカウントい たしまして１０者と、これまでに委託業務の受注実績はございませ んが、本市の許可業者として８者ございまして、その内の１者を 実績がある会社のカウントしていることから、残りの７者が応募 資格を有する者となりますので、今回応募の資格を持っているも のは、全部で１７者となります。以上が応募資格を有するもののご 説明になります。続きまして、資料６、共同企業体取扱要領をご 覧ください。こちらにつきましては、前回と全く変わっておりま せん。共同企業体の構成員は、最大数は最大７者までという条件 で、先程ご説明をしました応募資格のある１７者のみが対象として おりますので、新規参入というのは、応募資格の段階で認めてお りません。また、前回もご議論をいただきましたが、一部の事業 者が契約を独占するによる破産やストライキ等によって廃棄物が 収集できなくなってしまうリスクを回避するため、２契約を上限 とする制限を設けております。以上で、資料５・６の説明とさせ ていただきます。

委員長	ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明で質問等ございますか。
委員③	今回、新規参入は認めず17者が応募資格を有するものとなっているのですが、前回や前々回も新規参入は認めていなかったのですか。
上田(事務局)	前は新規参入を認めておりません。前々回につきましては、共同企業体を組んだ場合の子については、新規参入を認めておりました。
委員③	実績のある事業者が相当数となったことから、本市の考え方として前回から新規参入を認めないという考え方を引き継いでいるとのことですか。
上田(事務局)	はい。前回この要件を定めた際に、(4)と(6)の業務委託が共同企業体であったこともあり、実績を有する事業者が相当数となったことから、新規の参入というのを前回から省いたところでございます。
委員②	共同企業体取扱要領に記載されている資格のところ、その他の必要と定める要件とは、どういう要件になりますか。
上田(事務局)	すみません。元々あった取扱要領の修正をかけておまして、2年前までの新規参入が認められていた際の記載部分を削除していった結果、残ってしまったものでして、現状その他の要件というのは特にはございません。
委員②	削除されても良いということですね。

上田(事務局)	削除します。
委員④	この業務の発注者は門真市ですか。
上田(事務局)	はい。門真市です。
委員④	この要領では、市民生活部が発注することになっておりますが、契約者は部ではなくて門真市長ではないですか。
上田(事務局)	修正させていただきます。
委員長	採点表にあるEの0点の項目があったら、失格になりますか。
上田(事務局)	0点の項目があったからという理由で失格にする設定はしておりません。あくまで総合で得た点数での評価です。
委員長	1項目でも0点があったからといって、失格ということではないのですが、必要として設定している項目なのに要件を満たしていないと判断された場合であっても、失格することを想定してないという答えで良いのですね。
委員①	今回の要求水準書の入札に参加できない条件に入札違反や買収とかで刑事罰に処せられた者のほか、税金をきちんと納めていない者や暴力団との繋がりが認められた者等を入札参加資格者から除外する規定はどこにありますか。
委員⑤	入札実施要領の2番に入札に参加する者に必要な資格に関する事項というものがあまして、その中に先程の暴力団関係のことが記載されています。

委員長	そうしましたら、事前に事務局で確認してある事項が資料7にまとめてあるみたいですので、先程の資料6との関連を含めて、資料7をご説明いただけますか。
上田(事務局)	はい。資料7、実施要領のご説明をさせていただきます。基本的に前回と大きく変更したところはありません。スケジュールにつきましては、8月に入札の参加資格申請を受け付けまして、8月の末には参加資格の確認結果通知、そして9月の下旬にプレゼンテーションを考えております。先程、刑事罰の点をおっしゃっておられましたけども、入札参加資格を確認する過程で、役員の刑事罰の有無等を確認しております。また、法人の刑事罰となりますと対象となる事業者は、本市で実績がある事業者ばかりですので万が一、違反が判明しますと許可業者であれば、許可の取り消し処分の対象になる等、何らかの処分が必要になりますが、そのような違反は、現時点では確認されていないとご理解をいただけたらと思います。なお、変更させていただいた内容につきまして、後程ご説明させていただきたいと思いますが、資料7に記載の総合評価の配点を昨年は220点満点としておりましたところ、今回は200満点で実施をさせていただきたいという案を作成してございます。配点につきましては、企業の総合力・実務経験を50点満点。プレゼンテーションを80点満点。価格点を70点満点という配点で案を作らせていただいております。以上が、実施要領のご説明でございます。
委員長	今回の委託期間が1月1日からとなっておりますが、5年3か月と5年間となっていないのには何か意味があるんですか。
上田(事務局)	この4月に収集の現場作業員の欠員が出まして、できるだけ早くその欠員を補充したいと考えておりますので、1月からの委託に向けてスケジュールを詰めさせていただき、今回は急遽、皆さ

委員長	まに委員会の開催をお願いさせていただいた経過でございます。 1月1日委託開始のスケジュールで、今から車両の準備はできますか。これまでに1月1日からスタートする契約はありましたか。
上田(事務局)	準備期間としては10月中に決定した後、3か月程度の準備期間がございますので、十分と考えております。特に経験を積んだ事業者ばかりが入札されるということで、前回の3契約の内の(12)の契約も1月スタートとなっており、今回と同様に短期間での対応が必要でしたが、(10)及び(11)を落札された事業者の車両を、(12)を落札された事業者が1月から3月までの3か月間借りて収集運搬に使用されたとのことで、車両の調達が間に合わなかったというような話はございませんでした。
委員②	普通のリース会社からリースを受ける場合は、自賠責とか任意保険はちゃんとしていると思いますが、業者間での単なる事実上の貸し借りの時の自賠責とか任意保険っていうのがどうなっているかの確認はされていますか。
上田(事務局)	保険の対応はされておられると思います。車検証や自賠責のコピーを提出させておりまして、すべて業務課の方で管理をしております。ただし、車両の貸し借りの場合の自賠責をどう対応されたかまでの確認はできておりません。
委員長	9月14日に入札をして、10月中に契約ができれば1月には準備ができると。車両の準備期間を長く取りたいところではあります。市、市の欠員が原因というところもありますので、スケジュールは提案の通りとしておきますか。

委員①	タイトなスケジュールであっても、既に経験があるから新規参入に比べて、短期間で済むということですね。今回は2台の委託ということですので、3台の業務委託と比較しても経験を積んだ17者であれば対応はできるだろうし、対応できないと事業者側で判断した場合は応募してこないという感じになる訳でしょうね。スケジュールは前回と一緒くらいの期間になっているのですか。
上田(事務局)	はい。前回につきましては少しだけ早い時期に行いましたが、ほぼ同様のスケジュールで実施をさせていただいております。
委員①	車両は、各社リースされていますか。それとも、保有ですか。それと、車両に要件があると思いますが、門真市委託のラッピング等が必要ですよね。
上田(事務局)	すみません。車両がリースか保有かにつきましては、実態を把握ができておりません。通常は、リース等の短期間で調達ができる方法でご準備いただいた上で、その後に費用対効果を考慮してリースか購入かを選択しているのではないかと考えております。本市では車体の色指定がございませんので、中古車両を購入し、準備期間内で車両の調達を間に合わせられた事業者もおられたと聞いております。また、文字のラッピングは指定がございます。
委員①	要求水準書に稼働車両等の記載がありまして、ここに「原則として自社の保有する車両」、「受注者は、納車に時間がかかる等の事情により、収集初日までに間に合わない場合は、納車までの期間、リース車両での収集を認める。」と明記されておりますので、リース車用を常時使うというのではなく、事業者が車両購入する前提の書き方となっているようです。この場合はラッピングをしなくても良いのでしょうか。

委員④	委託の初期期間や緊急の場合においては、ラッピングが間に合わない場合を想定して、協議の上で準ずる形、例えば紙を貼って明示する等で柔軟に対応する方法を認めるとかして、きちんと委託業者であることを市民に認識してもらった方が良いのではないのでしょうか。
委員長	ちなみに新たに保有することになる車両では、空いている時間、極端に言うと夜中に別のことに使用するとか、事業系の許可車両を流用するとか、他市で収集するなんてことは勿論してはいけないわけですね。委託業務専用にしなければならないと。事業者は、車両だけではなくて、人もある程度、新たに雇用しなければならないわけで、2台ということは交代要員も含めると6名以上の雇用が必要となりますね。ある程度大きな事業者でないと、小さな事業所では短期間で人を雇用することも難しいかもしれないですね。
廣田(事務局)	きちんと積算の方に価格反映させておりますので、委託業務以外で使う設定はございません。
委員長	もし、委託以外の車両を使用したことは判明したときは違反になるのでしょうか。それでは、資料8の説明をお願いします。
上田(事務局)	はい。それでは資料8、総合評価基準(13)案をご覧ください。参考資料としまして、2枚目に前回の総合評価基準を付けておりますので、比べながらご覧いただけたらと思います。それでは、薄く色を付けおります変更した部分を中心にご説明をさせていただきます。 はじめに、上段の総合力・実務経験のところ、前回につきましては、事業経歴ということで、他の業種でありましても、法人としての事業経歴を換算しておりましたが、今回の評価基準で

は、一般廃棄物の収集運搬事業経歴というところに限定をしております。例えば、昨年の応募者の中には運送業が母体会社で30年以上の事業実績がある場合、30年以上の評価をしておりましたが、今回は、一般廃棄物の収集運搬事業期間だけの評価を行いたいと考えております。

次に、保有するごみ収集車両数のところでは、4月1日現在に2トンパッカー車を何台保有しているかを評価しております。契約がない状況で車両を保有している事業者を高く評価する項目として設けております。

次に、市内従業員の割合のところでは、全従業員の中での門真市民の雇用割合を評価項目として設け、門真市民の雇用率が高い事業者を高く評価する項目として設けております。

最後に、過去5年間の本市における一般ごみ収集運搬に関する実務経験に関しましては、前は廃棄物という書き方をしておりましたので、し尿等も経歴の中にカウントしておりましたが、し尿等の収集運搬技術とごみの収集運搬技術は同じといえないことから、今回は、ごみの収集に限定をさせていただいております。

続きまして、提案の内容としてプレゼンテーションの評価項目ですが、前回3項目で実施しておりましたところ、今回は事業者の地域貢献・市民貢献の具体的な取り組みを評価する項目を新設しております。

配点につきましては、総合力のところを前は30点満点で評価しておりましたところ、今回は50点満点としております。同様にプレゼンテーションのところを前は120点満点で評価しておりましたところ、今回は80点満点。価格点については、変更なしで70点満点と、200点満点の案を作らせていただいております。なお、総合力のところは項目が8項目ありまして、すべての項目が7点満点のA評価ではなく、環境マネジメントシステムと障がい者の雇用の有無の評価につきましては、エコアクションを取得している場合はCの4点満点で、障がい者が雇用有の場合は4点満点と

	2項目は4点満点、残り6項目が7点満点の配点で、すべて満点の場合50点になるというような評価基準の表を作っております。総合評価基準(13)案の説明は以上でございます。
委員長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明でご質問やご意見はございますか。
委員⑤	質問してもよろしいですか。聞き漏らしているかもしれないのですが、去年のA・B・C・Dの4段階評価から今回は5段階評価になったのですか。
上田(事務局)	申し訳ございません。説明が漏れておりました。前回の4段階評価から今回は5段階評価に変更させていただいております。
委員⑤	変更した理由を教えてください。
上田(事務局)	はい。評価者が標準的と評価した場合であっても、4段階評価では標準よりも上のB又は標準よりも下のCで評価するしかないため、委員の皆さまの評価ではAかBの項目というのが非常に多くございました。そのため標準的な評価というところも含めまして、A・B・Cが標準以上の評価できるように5段階評価に改めさせていただいたところでございます。この評価の5段階が良いのか、4段階が良いのかにつきましても、併せてご審議いただけたらと考えております。
委員長	上段の総合力・実務経験のところは、委員が聞き取り等を行うわけではなく、書類審査で機械的に評価するわけですね。
委員②	ごみ収集事業経歴というのは、どのように判断しますか。

上田(事務局)	提出いただく書類に会社の概要として、ごみ収集事業経歴を記入いただくこととしております。また、資料の様式Bでは、過去5年間の主な業務の内容を確認するための項目として、具体的にどういった業務をされたのかを書いていただく欄を設けております。今回の対象となります17者の事業者の門真での実績につきましては、全て把握しておりますので、ごみの収集事業経歴は、そこから判断していきたいというふうに考えております。
委員②	その理屈では市外での実績につきましては、裏付けが取りにくいってことですよね。
上田(事務局)	はい。おっしゃる通りです。そのため、会社の申告通りになってしまう項目もあるかと思います。
委員長	以前にも現場代理人の評価項目のためだけに、他の会社から引き抜きで社員にしてしまうケースもあったみたいなのですが、その場合は他の会社での実績も評価するのでしょうか。
上田(事務局)	本市におけるという書き方をしておりますので、本市における実務経験を評価させていただきます。
委員④	障がい者雇用のところですが、障がい者雇用が有るか無いかを評価することよりも、現行法上では雇用していても、雇用率を達していない場合は指導の対象になりますので、この評価項目も法律に規定する通りに障がい者雇用率を達成しているかを評価することの方が重要だと考えておまして、法律違反をしてないかの視点で評価の方が、万が一、単に障がい者を雇用しているだけで、雇用率を満たしていない法律違反の事業者にも業務委託してしまったときに問題になりかねませんので。

委員⑤	法律で定められているのは、確か50人以上の事業所だったと思いますので、49人以下の事業所でしたら単に障がい者を雇用しているか雇用していないかを評価した方が良くないでしょうか。
委員④	ここでは、障がい者を積極的に雇用しているっていう点を評価するのであれば、単に障がい者を雇用しているか雇用していないかを評価することと言い切ってしまったら良いと思います。
委員①	もちろん、50人以上の事業所で障がい者雇用率を達成していない場合は、0点を復活させて雇用無しの方に入れてしまう等して、厳しい評価をしなければなりません、雇用率を達成している事業所は、きちんと評価してあげるべきだと思います。50人未満の事業所に関しましても、50人以上の事業所と同じ基準で評価して良いかは、判断が分かれるところだと思いますが、あくまでも門真市民の障がい者雇用率を向上するための施策だと思いますので、事業者には積極的に障がい者を雇用していくことを考えていただいて、その目的が達成できるような仕組みを作っていくことが大切なことですね。
上田(事務局)	過去の実績におきましては、雇用人数が1桁の事業者も多く、障がい者1人を雇用することで10パーセント以上の割合となることから、実際には、障がい者1名雇用することで、障がい者雇用率を達成できてしまうことに変わりはないと思います。また、最近、法律が改正されたと聞いておりまして、要件が厳しくなったとのことでして、新たに障がい者を雇用しなければならなくなった事業者も増えるの見込んでおりますが、過渡期なところがございいますので、今年に関しては法律に規定する要件を満たせてない会社っていうのが出てしまうかもしれませんので、今回は、障がい者雇用の有無だけで評価していただけたらと思います。

北倉(事務局)	今回の法改正で、精神障がい者の法定雇用率が上がる改正があったと思いますので、雇用が追いつけていない可能性もあることを考慮いただけたらと思います。
委員長	分かりました。今回の障がい者雇用の評価基準につきましては、雇用の有るか無しかで評価することとして、次回きちんと検討するというので、ご理解いただいてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声あり)
上田(事務局)	それでは、障がい者雇用の評価項目につきましては、今回は現状のまま障がい者の雇用の有無で評価する者と決定し、次回の検討課題とさせていただきます。
委員長	次のプレゼンテーション評価のところで、特に本市における社会貢献活動の評価項目が増えたことについての、ご意見等はございますか。
委員③	企業のごみ収集事業経歴を評価するところで、前回まで一般廃棄物の収集運搬実績を評価していたところを、し尿の収集運搬実績の評価を排除して、ごみの収集運搬実績に限定したことについて再度確認しておきたいのが1点と保有するごみ収集車の車両2トンパッカー車を評価することで、今回応募資格を有する者を限定して、過去5年間の実績のある事業者や一般許可業者も入れて17者ってなっている中、E評価の0点が有り得るのか疑問が残るのが1点。変わったことによって齟齬が生じることがないように評価基準を再確認させてもらえませんか。
上田(事務局)	只今ご質問いただいた点につきまして、1点目のごみ収集事業経歴を評価するところでいきますと、例えば平成24年10月から平

	成29年3月まで契約をしておりました共同企業体は、現在は実務からは離れておりますので、継続してごみの収集運搬業務の契約が取れたか取れないかで、評価点が変わることを想定しておりますが、し尿の収集運搬業務には競争性がなく、無条件で継続することから、間違いなくA評価が付いてしまいますので、ごみの収集運搬業務に限定して評価した方がいいのではないかと理由から変更させていただいたところでございます。2点目の事業者が保有するごみ収集車両数の評価基準につきましては、いずれも実績のある事業者ばかりですので、1台も保有していないということは想定しておりませんが、例えば共同企業体を組んでおられた事業者が単体で参加される場合等の限定された状況下では、所有されて無いことも想定されます。保有されている台数に関しましては、事務局でも把握ができておりませんので、評価点に差が生じるのではないかと考えております。
委員①	ごみの収集運搬実績のところに記載されている一般ごみとは、一般廃棄物だけではなくて、産業廃棄物の実績も評価するのでしょうか。
上田(事務局)	本市の一般ごみの収集と記載してございますのは、一般廃棄物の収集運搬実績を評価する項目であって、産業廃棄物の収集運搬実績は評価しないものと考えています。
委員長	会社の総合力を評価するところで、基本的には従業員とか資本金とかの評価項目は、大企業になるにつれて有利になる傾向があると思いますが、数名でやっておられるような事業者から不服は出ておりませんか。
上田(事務局)	ありました。

委員長	やはりそういうこともあるわけですね。意図して大企業優先にしているわけではありませんが、小規模の事業者にもチャンスがあるようにしておかないと。ちなみに不服の内容はどのようなものでしたか。
上田(事務局)	会社の総合力を評価しているというところですので、従業員の確保であったり、非常時の対応であったりというところも併せて評価しているとご説明をさせていただいています。また、不服の内容に関しましては、前回改善させていただいたところですが、前々回のときは、共同企業体の親になる会社が市内企業でなければならないという条件を付けさせていただいたところでしたが、それが理由で落選したという意見がありましたので、前回の共同企業体の設立要件から市内企業が親会社でなければならないという条件を外しております。前回につきましては、不服の申し出がございましたので、改善されていると考えております。
委員長	今回、プレゼンテーション評価と比較して、書類審査のウェイトがより重くなったわけで、前回よりも大企業に有利になってしまいう可能性もありますが、現在2契約を履行中の住栄興業さんと双葉化学商会さんは、今回の応募ができないのですよね。
上田(事務局)	はい。現在1契約を履行中の辰巳環境開発様と脇田グループ様につきましては、応募することが可能です。
委員長	共同企業体の評価は、代表企業の評価ですか、それとも構成企業の合算で行いますか。
上田(事務局)	代表企業の評価のみとなりまして、大連立を組まれたとしても代表企業を評価するのみで、合算はいたしません。

委員長	現在、辰巳環境開発・住栄興業・双葉化学商会・脇田グループの4者が契約中のところに、新たに1契約を増やすわけですが、契約中の4者で独占されないような仕組みを考えておかないと、今回17者が参加できるとしても事業の継続期間の評価項目で高得点になる等して4者に固定してしまうのではないかと不安が残ります。今後も委託契約数は増えるのでしょうか。
上田(事務局)	そうですね、現業職員の補充というところでの実施をしておりますので、今後どうなるかにつきましては未定ですが、市の現業職員に欠員が出た際には、新規の募集をさせていただくことになるかと思います。
委員長	プレゼンテーションの評価のところ、この本市における社会貢献活動を新たに加えていただいて、5段階に評価するとの案ですが、何かご意見はございませんか。
委員①	要求水準書かどこかに評価項目が書いてありますか。
上田(事務局)	項目としましては、実施要領のプレゼンテーションの実施という中に記載しておりまして、具体的な質問事項につきましては、後日お送りする通知の中でご説明をさせていただく予定をしております。
委員①	本市における社会貢献活動の評価項目は、寄付等が評価対象になるのでしょうか。
上田(事務局)	そこは明記しにくいところですので、地域活動であったり、地域貢献活動であったりするところでの、会社としての取り組みをお聞かせいただく項目にしたいと思っております

委員①	プレゼンテーションの中で新たな提案内容が、だいぶ減っておりますので、そのあたりの対策はありますか。
上田(事務局)	以前は、事前にプレゼン内容を書面にまとめて提出いただく方式をとっておりましたが、事業者にしてみますと書面を短期間で作成しなければならない負担がございましたし、プレゼンテーションの際も、書面に記載されている内容をそのまま説明される事業者もございましたので、書面を事前に提出してもらうことを省くとともに、口頭で説明するにあたって6項目は多いということで、3項目に整理させていただいたものが昨年の方式でございます。昨年はプレゼンテーションのウェイトが120点と非常に大きかったため、結果的にはプレゼンテーションを制する者に有利な評価基準となっていたことから、今回ウェイトの見直しが必要と考えまして、以前から言われておりました門真市民に対しての貢献活動という評価基準を新たに設けてはどうかという提案をさせていただいたというのが経過でございます。
委員長	プレゼンテーションの評価項目には、具体的という言葉を入れていただいて、具体的で実効性のある提案が提示されたときに高評価をする内容にした方が良いと思います。
委員①	これまでのプレゼンテーションでも、さまざまな提案がされてきましたので、最近は見新しい提案がないことが気になっていきます。入札参加者には一般的な事項だけでなく、具体性を伴った提案を丁寧にしていただくことを伝えていただきたいと思います。
上田(事務局)	はい。実施要領のプレゼンテーション実施と注意の項目で、色々書きぶりは議論しまして、質問に対して適切に回答してくださいという表現にさせていただいております。

委員①	質問をして具体的かつ適切にと記載されていても、回答は一般的な内容しか返ってこないことも多く見受けられますので、何か対策はありますか。
上田(事務局)	質問内容は、事前に入札参加者に伝えることとしておりますので、入札参加者は十分な準備をした上で、当日のプレゼンテーションに参加してくることを想定しています。質問項目としての4項目だけではなく、4項目について何を聞かれるのかの質問内容まで掘り下げてお示しする方式を前回も取っておりまして、具体的な提案が出てくるように対策しています。
委員①	評価点の配点ですが、AとBの差は2点で、CとDの差は5点と開きがありまして、これは意図してAとBの差を小さくして、CとDの差を大きくする意味はありますか。
上田(事務局)	はい。評価につきましては、かなり優れている提案を評価するAランクや相当劣っていると評価するEランクに評価するケースは少なく、対照的にB・C・Dと評価するケースが多くあると考えております。先ほど委員①がおっしゃったように、具体性が欠けていたり、内容が乏しかったりしたときに厳しい評価とすることを考えた際の意図でございます。
委員長	プレゼンテーション評価シートは、各事業者のプレゼンテーション終了後に回収されるわけですので、プレゼンテーション評価では、絶対評価が求められているにもかかわらず、評価は評価者の感覚に寄りますので、書類審査のように機械的に評価基準に当てはめてすることと比較して、とても難しいと感じます。
委員①	今回、入札に参加していただけたような事業者数は何社ですか。

上田(事務局)	正直不透明ではございますが、前回も同様の条件で3社からご応募いただいておりますので、複数の事業者に参加していただけるのではないかと期待を持っております。
委員長	Eランクを取ってしまうような事業者は現実的には落第でしょうし、Dランクを取ってしまうような事業者も頼りなく感じてしまいますから、ある程度BランクかCランクのあたりの評価が多くなると予想されますが、優先交渉権者として選ぶ以上、Cランクが1項目くらいあってもいいかもしれませんけれども、少なくとも平均してBランク以上となるような事業者を選定しなければならないと思います。
委員①	これまでも多くの場合、余程のことがない限りAランクかBランクの評価になるのですが、今回から5段階評価にすることによって、Cランクで評価することも増えると思います。その中で、AランクとBランクの差は相当あると思いますが、評価点としての差は2点と差が小さいために最終評価を行う際に差がない状態になってしまう可能性があります。
上田(事務局)	そうですね。特に委員の皆さまに評価していただいた評価点の積み上げによる合計点を算出するのではなく、委員の皆さまの評価点の平均で点数を算出しますので、さらに差が縮まってしまう結果になると考えております。
委員①	よくあるパターンとしては、5段階で下から0点・5点・10点・15点・20点と同じ点数差で配点する方法で、4項目全てで標準となるCランクの評価となった場合の得点は40点ですから、80点満点の場合ですと、合格基準ラインを6割以上で50点か、7割以上で60点に設定する方法があります。

委員長	例えば合格ラインを6割以上に設定するのであれば、Cランクを12点に設定して、Bランクを16点、Dランクを8点と4点差で算出して、Aランクは20点、Eランクは0点に設定することで、全評価項目でCランクであったとしても、6割以上合格の合格ラインに到達できることになります。もちろん理想としては、8割以上の点を取った事業者を優先交渉権者に選びたいと思っているところではありますが、皆さんいかがでしょうか。
委員①	私も委員長の考えと同じで、DランクやEランクの評価を取ってしまう事業者を優先交渉権者に選ぶことは、かなり厳しいと考えておりますので、その案に賛成です。
上田(事務局)	入札参加者にお配りする評価項目が書かれた資料には、何点満点で評価するかの記載はしておりますが、ランクごとの配点につきましては、事前には公開をいたしません。その上で、ご審議いただきましたとおり、Aランクを20点、Bランクを16点、Cランクを12点、Dランクを8点、Eランクを0点と修正させていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	それでは、本日予定されておりました全ての案件を審議できましたので、最後にその他について事務局から説明してください。
上田(事務局)	はい。様々なご意見いただきましてありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえまして、修正をかけさせていただきます。日程的な問題がございますので、最終の確認や最終の決定を委員長に一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同	(異議なしの声あり)
上田(事務局)	はい、ありがとうございました。第2回でお集まりいただくときがプレゼンテーションの日程となります。9月の下旬を予定しておりますが、改めましてメールで日程調整をさせていただきたいと思います。当日のスケジュールとしましては、午前中に事務局の方で確認させていただきました書類審査の報告をもとに評価していただき、午後からのプレゼンテーションを経て、最終評価と丸一日かかる予定をしておりますので、何卒ご予定の調整をいただきまして、ご協力いただきますよう、宜しくお願いいたします。事務局からは以上でございます。
委員長	それでは、平成30年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を閉会します。お疲れ様でした